

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和5年5月15日
室蘭工業大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

令和5年度の締結状況としては、電気の供給を受ける契約において、環境配慮契約は、一般電気事業者及び小売電気事業者からの応札がなく、締結はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

学内、物品等を納品する事業者、役務の提供事業者及び公共工事の請負事業者に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮されている物品の調達等を推進するよう周知を図った。

令和5年度以降においても引き続き環境配慮契約の推進を図り、可能な限り温室効果ガス等の排出の削減に配慮されている物品等の調達に努めることとする。